

# 令和5年「子育てのための施設等4月から 利用給付」を希望する方へ



凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

別表1のいずれかに該当する世帯は、施設・事業の利用料が幼児教育・保育の無償化(給付)の対象となります(利用施設・事業により上限は異なります)。給付を希望する方は、「子育てのための施設等利用給付」の「認定」申請を行い、認定を受けた上で、給付(請求)の手続きを行う必要があります。

◎認定を受けていない場合、給付することはできません。「認定」と「給付(請求)」はそれぞれ手続きが必

要です。必ず認定を受けてから請求をしてください。

### 「認定」申請の手続き 必要書類

認定区分や「保育を必要とする事由」により、必要書類が異なります。詳しくは「施設等利用給付のご案内 令和5年度申請用」または区のホームページをご確認ください。

なお、認定要件を満たさない場合など、審査の結果によっては認定されない場合があります。

### 別表1

#### 利用する歳児クラスおよび世帯の状況

就労などの「保育を必要とする事由」に該当し、0~2歳児クラスを利用する住民税非課税世帯

就労などの「保育を必要とする事由」に該当し、3~5歳児クラスを利用する全世帯

#### 対象となる利用施設および事業(※1)

認可外保育施設など(※2)

東京都認証保育所

認可外保育施設など(※2)

東京都認証保育所

中央区立幼稚園

その他の新制度移行幼稚園(※3)

認定こども園(短時間・幼稚園部分)

新制度未移行幼稚園(※3)

#### 必要となる認定区分など

3号認定

◎保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。  
◎住民税が課税されていない世帯であっても、海外での収入がある場合は審査対象となりますのでご注意ください。

2号認定

◎保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。

2号認定

◎保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。  
◎区立幼稚園などの新制度移行幼稚園または認定こども園の利用料は無料のため、預かり保育利用分のみが給付対象となります。

2号認定

◎保護者全員分の「保育を必要とする事由」が確認できる書類の提出が必要です。  
◎幼稚園の利用料および預かり保育の利用料のいずれも給付の対象となります。

1号認定

#### 満3歳~5歳児クラスを利用する全世帯

- (※1) 認可保育所、認定こども園(預かり保育を除く)および地域型保育事業については、利用料が無料のため、本給付の対象外です。また、認可外保育施設のうち、企業主導型保育事業については、本給付の対象外です。企業主導型保育事業の利用料減額に必要な手続きについては、利用する施設にご確認ください。
- (※2) 認可外保育施設(東京都認証保育所および企業主導型保育事業を除く)、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、居宅訪問型保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。  
「~幼稚園」の名称を使用している施設など、日本の学校教育法上の「幼稚園」としての認可施設ではない施設はこの区分になります。居宅訪問型保育事業およびファミリー・サポート・センター事業については、送迎のみの利用日分は給付対象外です。同じ施設の中でも、利用しているコースによって無償化の対象とならない場合があります。詳しくは施設にご確認ください。
- (※3) 幼稚園は子ども・子育て支援新制度に「移行している園」と「移行していない園」に分けられます。ご利用の施設がどちらに該当するかについては、施設にご確認ください。
- (※4) 利用している施設が預かり保育を実施していない場合または「預かり保育の実施時間数等が十分な水準でない場合」に限り、認可外保育施設などの利用も預かり保育としての給付の対象となります。「預かり保育の実施時間数等が十分な水準でない場合」に該当するかは施設にご確認ください。

### 別表2

提出方法	提出先
窓口	区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所 月~金曜日 午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝日・休日、年末年始を除く)
郵送	〒104-8404 中央区築地1-1-1 保育課保育入園係 ◎郵送の場合は余裕をもってご投函ください。郵便事故などによる書類の紛失を防止するため、特定記録郵便・レターパックライトなどの利用をお願いします。なお郵便事故に関する責任は負いかねます。

## 子ども医療費助成制度を高校生等まで拡大します

### 内容

令和5年4月1日から、中学生までの子どもがいる保護者を対象とした子ども医療費助成制度を、「所得制限なし・自己負担なし」で高校生等(※)がいる保護者まで拡大します。  
(※)15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どものことで、高校に在学していても対象となります。

### 申請方法

医療費助成を受けるための医療証を発行するには、申請が必要です。新高校2年生および新高校3年生相当の年齢(平成17年4月2日から平成19年4月1日生まれ)の子どもがいる世帯へ送付する申請書に、高校生等の健康保険証の写し(表面のみ)を添えて、申請してください。なお、現在中学3年生の子どもがいる保護者で、すでに令和5年3月31

日までの子ども医療証をお持ちの方は、申請不要です。

申請書は区ホームページからもダウンロードできます。



### 提出期限

2月28日(火)

### 医療証の送付について

中学3年生の子どもがいる保護者で、すでに子ども医療証をお持ちの方と、提出期限までに申請があった方には、3月中旬ごろに新しい医療証をお送りします。

提出期限後に申請があった方には、順次医療証をお送りします。

◎4月1日までに、転出した場合や生活保護を受給した場合など制度の対象外となった方は、申請があった場合でも、医療証は交付されません。

問子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

## 高齢者合同就職面接会 ~高齢者の就労を支援します~

### 日時

2月22日(水) 午後1時~4時  
(受け付けは午後0時30分~3時)

### 会場

産業会館2階展示室

### 対象

おおむね55歳以上の方

### 内容

希望する企業と面接ができます。また、区内高齢者就労支援機関も相談ブースを出展します。

### 参加企業数

6社

### 持ち物

履歴書(写真貼付のもの)を複数枚ご用意ください。

### 費用

無料

確認ください。

◎「施設等利用給付のご案内 令和5年度申請用」は、別表2の提出窓口で配布している他、区のホームページでも公開しています。

問・施設等利用給付の「認定」に関する

こと

保育課保育入園係

☎(3546)5227・

5387・9587

・施設等利用給付の「給付(請求)」に

関すること

保育課保育運営係

☎(3546)5422